

お知らせ

12月3日から9日までは「障がい者週間」 ～障がいへの関心や理解を深めてみませんか～

問い合わせ 障がい福祉課障がい福祉担当(1階③番窓口)

「障がい者週間」は、障がい者福祉への関心と理解を深めるとともに、障がい者があらゆる分野での活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。一人一人が障がいに対する理解を深めるとともに、配慮と協力をお願いします。

障がい者手帳について

障がい者手帳は、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の総称です。障がいの等級や程度を表すもので、障がい者であることの証明にもなり、さまざまな支援を受けることができます。

※申請方法などは、担当へご相談ください。

◆身体障がい者手帳

身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた人に交付されます。障がいの程度により1級から6級までに区分されます。

◆療育手帳

児童相談所または埼玉県総合リハビリテーションセンター(知的障がい者更生相談所)の判定で知的障がいがあると認められた人に交付されます。㊤(最重度)、A(重度)、B(中度)、C(軽度)に区分されます。

◆精神障がい者保健福祉手帳

一定の精神疾患(障がい)や発達障がいがあると認められた人に交付されます。障がいの程度により1級から3級までに区分されます。



ヘルプマークについて

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人などが、周囲の人に知らせることで、援助や配慮を得やすくなるよう作成されたものです。障がい福祉課(1階③番窓口)で配布しています。ヘルプマークをつけている人を見かけた場合は、思いやりのある行動をお願いします。



障がい者無料法律相談110番

埼玉弁護士会では、障がい者の法律相談に弁護士がお答えします。障がい者本人に限らず、家族、関係者からの相談も受け付けます。

日時 12月8日(金) 午前10時～午後4時

相談専用電話 048-866-7590

相談専用FAX 048-866-7593

※FAXで相談希望の場合は、連絡先を記入してください。

※相談専用電話およびFAXは、相談実施日のみ利用できます。

費用 無料(電話代は相談者負担)

申し込み 不要

問い合わせ 埼玉弁護士会法律相談センター

☎048-710-5666

パラリンピック正式種目「ボッチャ」

ボッチャは、障がい者のために考案されたヨーロッパ生まれのスポーツで、パラリンピックの正式種目です。2チームに分かれ、白いジャックボール(目標球)を目指して赤・青それぞれ6球ずつボールを投げ、自分のチームの球をジャックボールに近づけることができたチームの勝ちです。

東京2020パラリンピックをきっかけに日本でも広く知られるようになり、障がいのある人もない人も、誰もが一緒にプレーすることができます。スポーツとして親しまれています。

高萩北公民館では、毎月第2土曜日に「ボッチャ体験教室」(健幸ポイント事業)を行っていますので体験してみてください。

